

令和6年度 長野市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図ります。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例によります。

3 本方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）とします。

4 対象となる障害者就労施設等（別表1 参照）

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく次に掲げる事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国、地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等に斡旋・仲介する業務を行う共同受注窓口
- (4) 障害者を多数雇用している企業で、次に掲げるもの
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件（以下のア〜ウ全てを満たすもの）

- (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障害者の割合に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (5) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等として、次に掲げるもの
- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 物品等の分類

対象品目の分類は、別表2のとおりとします。

6 物品等の調達方法

障害者就労施設等から調達可能な物品等については、予算、規格等の支障がない限り、優先して見積・指名事業者として選定することにより、調達に努めるものとします。

7 調達の推進

次に掲げる推進体制により、調達方針等の全庁への周知徹底を図って障害者就労施設等からの物品等の調達に努めてまいります。

(1) 推進体制

ア 保健福祉部障害福祉課

- (ア) 優先調達方針の策定に関すること。
- (イ) 障害者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等の情報収集等に関すること。
- (ウ) 庁内の各部局に対する情報提供に関すること。
- (エ) 優先調達に係る調達実績の作成・公表に関すること。
- (オ) 庁内の啓発に関すること。

イ 財政部契約課

優先調達方針のうち、調達（契約）の方法等、策定の補助に関すること。

ウ 全ての所属

所属における物品等の調達の推進に関すること。

(2) 推進の取組み

ア 制度の周知徹底

庁内の各所属における物品等の調達が推進されるよう、制度の趣旨及び具体的な事例等の周知を図るよう努めます。

イ 積極的な情報提供

長野市障害ふくしネット（自立支援協議会）との連携を図り、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集して、情報提供を行います。

ウ 共同受注窓口の活用

単独での受注が困難な小規模の障害者就労施設等も受注できるよう、共同受注窓口としている「特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会」を活用した調達に努めます。

エ 指定管理者における配慮

指定管理者制度により市有施設の管理運営を委託する事業者に対しても、障害者就労施設等からの調達について理解と協力を求めています。

オ 職員等個人の物品の購入等における配慮

公費による物品等の調達に加え、職員個人や親睦団体等についても、障害者就労施設等からの物品の購入等について、理解と協力を求めています。

8 調達の目標

令和6年度の調達目標額を26,000千円とします。

9 その他

調達の推進に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」等、調達に関する他の施策との調和に努めてまいります。

【別表 1】調達先の分類

障害者就労施設	就労継続支援事業所（A型・B型）	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等に斡旋・仲介する業務を行う。
障害者を多数雇用している企業	特例子会社	障害者の雇用に特例の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

【別表 2】物品等の分類

物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

※ 上表に記載のないものであっても、障害者就労施設等から調達可能な物品等であれば対象とする。